

○条例の認知度について

平成29年3月 提言内容	
<p>市民にとって、条例の内容がより分かりやすいものとなるよう、これまでの解説書については、更なる改善が必要です。さらに、条例のポイントとなる部分について、市民の目に留まる、手に取ってもらえるような、分かりやすく、親しみやすいパンフレットを市民のアイディアも取り入れながら作成するなど、新たな取り組みも必要と考えます。</p> <p>また、より多くの市民にこれらの条例を知ってもらうためには、自治会や大学、市民活動団体、関係団体のイベントなど、さまざまな機会をとらえて、分かりやすい資料で条例が目指すまちづくりの内容をPRしていくとともに、市の職員への条例に関する研修を充実させ、理解を一層深めていただくことを望みます。</p>	
主な取り組み事例	
<p>●解説書の改訂（H29） 解説書の「主な取組事例」を充実、解説文を一部変更、字体などの体裁の変更をし、改訂した。</p> <p>●市民参加や協働などをテーマとしたワークショップの意見を踏まえた市内大学生によるリーフレットの作成（H29） ▶ ワークショップに参加した北海道情報大学情報メディア学部情報メディア学科の学生とともにワークショップの意見を踏まえたリーフレットを作成した。</p> <p>●上記で作成したリーフレットを活用した様々な機会における条例のPR（H29～） ▶ 新たに作成したリーフレットを活用し、成人のつどいで新成人に配付したほか、市内公共施設・市内4大学・JR駅・パン屋などで配布した。</p> <p style="text-align: right;">※●はH29.3の提言書を踏まえ新たに取組んだ事例</p>	
アンケート	市の自己評価
<p>問3 市民自治の最高規範として、市民の手で作られた「江別市自治基本条例」を知っていますか。</p> <p>問4 問3で1～3のいずれかを回答した方にお尋ねします。「江別市自治基本条例」を何で知りましたか。</p> <p>問5 自治基本条例の解説書は、条例の内容が分かりやすく記載されていましたか。</p> <p>問6 自治基本条例のリーフレットは、分かりやすく親しみやすいと思いますか。</p> <p>※回答結果は別紙「令和2年度 江別市自治基本条例アンケート報告書」を参照</p>	<p>本条例の認知度について、アンケートの結果では、約6割の市民が本条例について認知していないことから、市民への浸透は未だ不十分な状況といえます。</p> <p>一方、平成29年度に作成した条例の解説書及びリーフレットについては、一定の評価を得ているものと解釈しています。</p> <p>今後も、これら様々な手段を活用して本条例の内容や主旨の周知等に取り組みながら、アンケート等による認知度の調査・検討を行う必要があると考えます。</p>
参考資料	
<p>【4月27日送付資料】 （資料4）提言書（H29.3） （資料5）江別市自治基本条例検討委員会提言書を踏まえた市の取組 （資料8）江別市自治基本条例 条文と解説 （資料9）自治基本条例リーフレット</p> <p>【6月11日送付資料】 令和2年度 江別市自治基本条例アンケート報告書</p>	

○第7章 市民参加・協働の推進①

条 文

第24条 市民参加の推進

市は、まちづくりへの市民参加を推進するため、制度の充実に努めるものとする。

- 2 市は、政策の立案、実施及び評価の各段階における市民参加を推進し、市民の意見が適切に反映されるよう努めなければならない。
- 3 市は、市民参加において、性別、年齢、障がいの有無、経済状況、宗教、国籍等によって市民が不当に不利益を受けないよう配慮するものとする。
- 4 市長等は、広く市民の意見を聴き、その意見を反映させるための仕組みづくりに努めなければならない。
- 5 市民参加に関し必要な事項は、別に条例で定める。

平成29年3月 提言内容

市民参加条例に規定されている附属機関等（審議会、委員会、協議会など）やパブリックコメントは、「参加の仕方が分からない」との意見も多く、これらの方法が市民にとって、より身近な存在となるよう、参加手続きや制度そのものについて、一層のPRに力を入れていただきたいと考えます。

また、条例アンケートにおいて、「アンケート調査」や「市民説明会」は有効な市民参加の方法として回答数が多かったことから、市は、広く市民の意見を聞き取る必要がある際には、これらの方法をできるだけ採用するよう努めるべきです。

附属機関等における委員を選任する際には、情報公開に努めるとともに、委員を公募する際には、性別や人数の割合など、それまでの構成にとらわれることなく、できるだけ多くの市民の参加が得られるよう努力していただきたいと考えます。また、附属機関等において、審議する案件に応じて、選任された委員以外の市民の意見を聞き取る必要がある場合には、より多くの市民の声が反映できる手法について、考慮すべきと考えます。

主な取り組み事例

- ・市民参加条例の制定、施行（H27～）
- ・附属機関等の設置、パブリックコメントの実施、市民説明会の開催、ワークショップの開催、アンケート調査の実施、その他
- 広報えべつに市民参加の制度や手続きの説明を含めた特集記事を掲載（H29～）
- 適時ホームページや広報えべつを活用して市民参加手続きを周知（H29～）
 - ▷ ホームページや広報えべつで、年間及び下半期の市民参加予定事業一覧を掲載
- ホームページにおける市民参加に関する掲載内容の見直し（H29）
 - ▷ ホームページのトップページに市民参加の項目を設置し、市民参加の手法ごとに各課の更新状況が分かるようにレイアウトを変更
- 庁内の各部署に対して「アンケート調査」や「市民説明会」をPR（H29～）
 - ▷ 庁内で市民参加の手法として「アンケート調査」や「市民説明会」を含んだ提言書について周知し、実際に都市公園の改修整備にあたりワークショップを開催。遊具の更新にあたりアンケート調査を実施した。
 - ▷ 「広報えべつ」の特集記事に関連して、記事内あるいはSNS等を通じて、意見や感想を集める取り組みを複数回行った。
 - ▷ 自治基本条例に関するアンケート調査を実施
- 庁内の各部署に、附属機関等における委員選任の際の情報公開と適切な委員構成や市民参加拡大に向けた検討を要請（H29～）
 - ▷ 附属機関等の任期満了前、附属機関等の委員募集前に附属機関等の所管部署に対し、公募等の手法による市民委員の選考を検討するよう依頼
- 各附属機関等へ提言の趣旨を周知（H29～）
 - ▷ 庁内で定期的に提言書の趣旨を含む自治基本条例について周知

※●はH29.3の提言書を踏まえ新たに取り組んだ事例

→裏面へつづく

○第7章 市民参加・協働の推進①つづき

アンケート	市の自己評価
<p>問 10 平成 27 年 10 月に施行された「江別市市民参加条例」を知っていますか。</p> <p>問 11 問 10 で 1～3 のいずれかを回答した方にお尋ねします。「江別市市民参加条例」を何で知りましたか。</p> <p>問 12 市民参加の方法として、市民参加条例では以下のものを定めています。これまでに参加したことがあるものを選んでください。</p> <p>問 13 江別市は市民参加の機会が十分にあると思いますか。</p> <p>問 14 市民参加を推進するためには、何が有効だと思いますか。</p> <p>問 15 以下の市民参加の方法について、多くの市民に参加してもらうためには、何が必要だと思いますか。 (1) 附属機関等 (2) パブリックコメント</p> <p>問 16 附属機関やパブリックコメント等の参加手続きや制度はわかりやすくPRされていると思いますか。</p> <p>問 17 附属機関等の委員を公募する際に、多くの市民が参加していると思いますか。</p> <p>問 18 条例第 24 条「市民参加の推進」の条文について、ご意見があれば記入願います。</p> <p>※回答結果は別紙「令和 2 年度 江別市自治基本条例アンケート報告書」を参照</p>	<p>市民参加制度について、アンケートの結果では、市民参加の機会があると思っていない市民が 10 ポイント減少しており、庁内に対する市民参加の機会拡大に向けた啓発活動については、一定の効果が現れているものと考えています。</p> <p>一方で、市民参加の手続きや制度については、半数を超える市民が、わかりやすくPRされていると思わないと回答していることから、今後さらに効果的でわかりやすいPR方法を意識し、市民目線に立った啓発活動に取り組む必要があると考えています。</p>

参考資料

【4月27日送付資料】

- (資料 4) 提言書(H29.3)
- (資料 5) 江別市自治基本条例検討委員会提言書を踏まえた市の取組
- (資料 8) 江別市自治基本条例 条文と解説
- (資料 10) 江別市市民参加条例解説
- (資料 11) 市民参加の実施状況

【6月11日送付資料】

令和 2 年度 江別市自治基本条例アンケート報告書

【別添資料】

- (別添資料①) 江別市自治基本条例検討委員会提言書を受けての取り組み状況 (令和 2 年 10 月)
- (別添資料②) 市民公募委員を選任している附属機関等一覧
- (別添資料③) 広報えべつ (平成 29 年 9 月号 自治基本条例特集)
- (別添資料④) 令和 2 年度 市民参加実施予定一覧
- (別添資料⑤) 市ホームページ (市民参加制度ページ)
- (別添資料⑥) 市ホームページ (市民参加による公園づくり事業)
- (別添資料⑦) 市ホームページ (公園遊具アンケート)

○第7章 市民参加・協働の推進②

条 文

第25条 市民協働の推進

市民及び市は、協働のまちづくりを推進するための環境づくりに努めなければならない。

- 2 市は、市民のまちづくり活動における自主性及び自立性を尊重し、必要な制度の整備を行うものとする。
- 3 市は、市民が協働のまちづくりに参加しないことにより、不当に不利益を受けないよう配慮するものとする。
- 4 市民協働の推進に関し必要な事項は、別に条例で定める。

平成29年3月 提言内容

条例アンケートにおいて、協働について、「分からない」との回答が5割強であったことから、現在行っている小・中学生への啓発活動を継続するほか、自治会や大学、市民活動団体などの協力も得ながら、協働の意識啓発の強化を図っていくことが必要です。

また、条例アンケートにおいて、5割弱の人がまちづくり活動（自治会、市民活動団体、ボランティア団体の活動など）に参加するには、「きっかけが必要」と回答しており、今後も、自治会や大学、市民活動団体などの協力も得ながら、多くの市民がまちづくり活動に参加しやすい環境づくりについて、検討すべきと考えます。

一方、市の協働のパートナーである自治会や市民活動団体においては、担い手不足や財政難が課題となっており、現在行っている担い手の育成を目的としたセミナーや協働のまちづくり活動支援事業の更なる充実を図るほか、活動についてのPRがより効果的なものとなるよう、それぞれの団体と共に取り組んでいくことを望みます。

市民協働条例制定に向けては、市やまちづくり活動に携わるさまざまな団体が、上記の視点に立った、協働についての市民意識の高揚やまちづくり活動の充実を図る取り組みをさらに進めていく必要があります。

主な取り組み事例

- ・自治会活動への支援（江別市自治会連絡協議会への補助、自治会活動の手引き作成（H26）、自治会活動担い手育成セミナー開催（H26～）など）
- ・江別市と自治会やNPO、市民活動団体または企業等との協働事業
- ・協働のまちづくり活動支援事業
- 協働に関して、これまでの小学校への出前講座の継続に加え、新たに中学校で実施（H29～）
- 協働に関しての内容を盛り込んだ市内大学生によるリーフレットの作成（H29）
 - ▷ 協働を含むテーマで市内4大学の学生によるワークショップを開催し、ワークショップに参加した北海道情報大学情報メディア学部の学生とともにワークショップの意見を踏まえたリーフレットを作成
- 自治会、大学、市民活動団体のイベント等における協働の意識啓発（H29～）
 - ▷ 協働のまちづくり活動支援事業の公開プレゼンテーションや報告会などで協働に関するパンフレットを配付。また、ジモガク（学生地域定着推進広域連携協議会）と連携して、パンフレット等を配布。
- 自治会加入促進リーフレットの充実（H29～）
 - ▷ 自治会加入をより一層促進できるよう、リーフレットを改訂し、自治会長や転入者へ配付した。また、江別不動産協会と連携し、リーフレットを配付した。
- 自治会活動の内容を効果的にPRするため、自治会だよりや行事案内チラシの作成方法、SNSを活用した情報発信手法についてのセミナーの開催（H29）
 - ▷ 地域活動運営セミナーを実施。自治会の情報発信について講演とグループワークを行った。
- まちづくり活動に関するわかりやすい情報提供の手法について、関係団体と共に検討（H29～）
 - ▷ コラボのたねの冊子（市民活動情報冊子）を配布する等して、市民活動団体の情報や市民活動の詳細についてPRした。また、団体の情報発信を促進するため、SNSへの投稿をサポートし、Facebook講座を開催した。
 - ▷ コラボのたねの冊子に掲載していた情報をカード型にし、ファイルにしてPRした。また、市民活動団体の資金難等の課題解決のための、ワークショップを開催した。
 - ▷ 上記ファイルを公共施設等に配置してPRした。また、協働のまちづくりについて考えるワークショップを開催した。

→裏面へつづく

- まちづくりにおける大学生の活躍の機会拡大について検討（H29～）
 - ▷ 市内4大学の学生が卒業後に地域に就業・定住することを目的に、地域活動プログラムを学生に提供（学生地域定着自治体連携事業）
- 市民活動団体版出前講座のポスターを作成して公共施設等に掲示し、PRを行った。（H29）
- 自治会活動の活性化に向け、これまでの取り組みの継続のほか、より効果的な支援を検討（H29～）
 - ▷ 自治会に各種補助金を交付した。
 - ▷ 自治会活動の担い手を育成する地域活動運営セミナーを実施。自治会の情報発信について講演とグループワークを行った。
- 市民活動団体を対象としたアンケートを実施（団体の悩みや要望について把握）（H29）
- 協働のまちづくり活動支援事業の充実に向けた検討（H29～）
 - ▷ 協働のまちづくり活動支援事業について、ホームページ等で周知

※●はH29.3の提言書を踏まえ新たに取り組んだ事例

アンケート

- 問19 上記の説明にあるように、江別市は「協働」によるまちづくりが進んでいると思いますか。
- 問20 「協働」についての意識啓発が、図られていると思いますか。
- 問21 自治会や市民活動団体、ボランティアなどで、まちづくり活動に参加したことがありますか。
- 問22 まちづくり活動に参加するにあたって何が必要だと思えますか。
- 問23 問22の設問にある「2.活動する場所」として次の施設を知っていますか。
- (1) 公民館・住区会館（自治会館）
 - (2) 市民交流施設ぷらっと（江別市民活動センター・あい、江別市国際センター）
 - (3) 江別市社会福祉協議会
- 問24 自治会や市民活動団体の担い手の育成を目的としたセミナーが適切に実施されていると思えますか。
- 問25 自治会や市民活動団体の活動が、効果的にPRされていると思えますか。
- 問26 条例第25条「市民協働の推進」の条文について、ご意見があれば記入願います。

※回答結果は別紙「令和2年度 江別市自治基本条例アンケート報告書」を参照

市の自己評価

市民協働について、アンケートの結果では、協働について「分からない」と回答した市民が12.7ポイント減少し、「進んでいる」と回答した市民が14.4ポイント増加していることから、協働のまちづくりに関する啓発、PR、支援といった取り組みが、一定の成果を上げているものと考えています。一方で、約半数の市民が、協働についての意識啓発が図られていると思わないと回答していることから、今後も地道な啓発活動を続けることはもとより、さらに効果的でわかりやすい啓発活動に取り組む必要があると考えています。

参考資料

【4月27日送付資料】

- (資料4) 提言書(H29.3)
- (資料5) 江別市自治基本条例検討委員会提言書を踏まえた市の取組
- (資料8) 江別市自治基本条例 条文と解説

【6月11日送付資料】

令和2年度 江別市自治基本条例アンケート報告書

【別添資料】

- (別添資料⑧) 小中学生向け啓発用マンガ冊子及びクリアファイル
- (別添資料⑨) 自治会加入促進リーフレット
- (別添資料⑩) えべつ地域活動運営セミナー開催一覧
- (別添資料⑪) コラボのたね（抜粋）
- (別添資料⑫) 広報えべつ「ジモ×ガク特集」記事（平成30年2月号・令和2年2月号）
- (別添資料⑬) 市民活動団体版出前講座パンフレット
- (別添資料⑭) 協働のまちづくり支援事業実施状況
- (別添資料⑮) 市民活動団体向けセミナー、ワークショップ等一覧